

I 都市計画区域

1 広島圏都市計画区域

(1) 都市計画区域一覧表

区 分	都 市 計 画 区 域	都 市 計 画 区 域 外	
中 区	全 域	—	
南 区	右記を除く区域	似島町, 宇品町 (金輪島) 仁保町 (大カカ島, 小カカ島, 峠島)	
東 区	全 域	—	
西 区	全 域	—	
安芸区	船越町	全 域	
	瀬野町	別 記 1	左記を除く区域
	瀬野川町	畑賀, 中野, 下瀬野 (別記2), 上瀬野 (別記2)	下瀬野 (左記を除く区域), 上瀬野 (左記を除く区域)
	矢野町	全 域	—
	阿戸町	—	全 域
安佐南区	祇園町	全 域	—
	安古市町	全 域	—
	佐東町	全 域	—
	沼田町	大塚, 伴 (別記3)	阿戸, 吉山, 伴 (左記を除く区域)
安佐北区	高陽町	全 域	—
	可部町	城, 中野, 可部, 上原, 中島, 大毛寺, 四日市, 下町屋, 南原, 三入東一丁目・二丁目 亀山西一丁目・二丁目 (別記4), 上町屋 (別記4), 今井田 (別記4), 桐原 (別記4), 大林 (別記4), 勝木 (別記4)	綾ヶ谷 亀山西一丁目・二丁目 (左記を除く区域), 上町屋 (左記を除く区域) 今井田 (左記を除く区域) 桐原 (左記を除く区域) 大林 (左記を除く区域) 勝木 (左記を除く区域)
	安佐町	あさひが丘一丁目～九丁目, 動物園, 後山	左記を除く区域
	白木町	—	全 域
佐伯区	全 域 (旧湯来町の範囲を除く)	—	

別記1

瀬野町 (山林部)	大谷山 甲735, 735-1・2, 736-1, 737~740-1, 741~749, 751, 753-1~754-3, 758, 759, 761, 763-1, 764, 765, 767-2
-----------	---

別記2

下瀬野	源蔵原, 大畑, 大藤, 中宇根, 正之坪, 神原, 鏡前, 下落合, 中落合, 上落合, 小浦, 中田, 宮本, 松ノ木, 勝負迫, 宮垣内, 椿臺, 寄江, 若宮, 甲須磨, 丸山, 原山, 竜王山, 一井, 木山, 寺谷, 竜ノ口, 生石子山, 金比羅山, 五十山, 津江ヶ平, 坂山
上瀬野	大山, 細田, 久井原, 河島, 四反田, 讃岐田, 涼木, 小田村, 五百田, 清水, 神田, 道林, 山口, 中越, 長畠, 下河内, 源田, 木村, 米山, 青木, 一貫田, 岸田, 隠居地, 相森, 中須賀, 上中原, 大奈, 中原, 下原, 石神, 塔之原, 向井, 中河原, 正之坪, 高下, 奥畑, 風呂之本, 観音平, 合之坪, 平, 大歳, 寺分, 奥野原, 大高下, 別所谷, 天神原, 山田ヶ原, 鷹取垣内, 宮脇, 代, 湯谷, 登竜山, 長尾山, 段之原山, 神立向山, 平山山, 奥野山, 滝ヶ谷山, 白金山, 讃岐田山, 狐岩山, 金山山, 小丸山

別記 3

伴 (耕地部)	楨川, 長岩, 瀬戸, 荘原, 柚木, 椎原, 乙井, 砂, 平城, 片山, 荘田, 城泉, 中市, 山崎, 下丁, 中丁, 釜ヶ谷, 上丁, 奥丁, 草木原, 中ノ休, 中前原, 東前原, 三百谷, 養峠, 黄番, 中平木, 東平木, 下平木, 東川原, 鳴谷, 亀割, 権限, 道後, 山田平, 上大原, 中大原, 谷口, 川原, 筏地, 札場, 下山崎, 板田, 才ノ本, 堀, 向田, 三森, 雲願寺, 赤迫, 入野, 中台, 流田, 石ヶ原, 豊島, 浜後, 上田, 片山, 迫ノ谷, 大迫, 胡麻迫, 香炉林, 下地, 岡田, 尾首, 柚ノ木, 松ヶ迫, 土井, 森ノ本, 中間, 上ヶ原, 小ノ原, 横更, 上典, 五郎次田, 新畑, 竹之本, トンキ, 芦谷, 大下, 釜ヶ原, 猿押, 猿峠, 志出木, 中間田, 七百田, 宮垣内, 割岩
(山林部)	道具畑, 日山, 麦山, 大原迫, 城, 鳴平, 鳴奥, 養峠, 乗越, 境ヶ谷, 大谷, 高沢, 高附, 栗ノ木, 大平, 迫ヶ原, 観音山, 小迫, 宮野谷, 堤ヶ迫, 黒岩, 塚, 築地, 林ヶ谷, 長迫, 善当寺, 井ノ上, 赤迫, 高松平, 黒岩谷, 大益, 中倉, 十万谷, 赤刎, 釜ヶ谷, 蛇拔, 大津江, 打越, 池野尾, 大下, 兼森, 笹ヶ益, 猿滝, 中ノ谷, 中山, 横山, 割夕岩

別記 4

亀山西一丁目	3 2 1 5 番地の 1 1 及び 3 2 9 1 番地 2
亀山西二丁目	3 2 3 5 番地の 4, 3 2 4 1 番地の 1, 3 2 4 1 番地の 2, 3 2 4 1 番地の 1 8 から 3 2 4 1 番地の 2 0 まで, 3 2 4 4 番地の 5, 3 2 4 4 番地の 6, 3 2 4 4 番地の 8, 3 2 4 4 番地の 9, 3 2 4 6 番地の 2 から 3 2 4 6 番地の 4 まで, 3 2 4 6 番地の 1 6 から 3 2 4 6 番地の 1 8 まで, 3 2 4 7 番地の 5 から 3 2 4 7 番地の 9 まで, 3 2 4 7 番地の 1 1 から 3 2 4 7 番地の 1 4 まで, 3 2 4 7 番地の 1 8 から 3 2 4 7 番地の 2 0 まで, 3 2 4 8 番地の 3, 3 2 4 8 番地の 4, 3 2 4 8 番地の 1 8, 3 2 4 8 番地の 1 9, 3 2 4 9 番地の 2, 3 2 5 0 番地の 7, 3 2 5 0 番地の 8, 3 2 5 1 番地の 1 から 3 2 5 1 番地の 1 6 まで, 3 2 5 1 番地の 2 0, 3 2 5 4 番地の 8 から 3 2 5 4 番地の 1 4 まで, 3 2 5 5 番地の 6 から 3 2 5 5 番地の 9 まで, 3 2 5 5 番地の 1 3 から 3 2 5 5 番地の 1 5 まで, 3 2 5 9 番地の 1, 3 2 5 9 番地の 2, 3 2 5 9 番地の 1 1, 3 2 5 9 番地の 1 2, 3 2 6 0 番地の 2 から 3 2 6 0 番地の 4, 3 2 6 0 番地の 8 から 3 2 6 0 番地の 1 0 まで, 3 2 6 0 番地の 1 3, 3 2 6 0 番地の 1 4, 3 2 6 1 番地の 3, 3 2 6 1 番地の 4, 3 2 6 1 番地の 7 から 3 2 6 1 番地の 1 2 まで, 3 2 6 1 番地の 1 4, 3 2 6 2 番地の 2, 3 2 6 2 番地の 3, 3 2 6 2 番地の 6, 3 2 6 2 番地の 7, 3 3 1 6 番地の 4, 3 3 1 6 番地の 5, 3 3 1 6 番地の 7, 3 3 1 6 番地の 9, 3 3 1 6 番地の 1 3, 3 3 1 8 番地, 3 3 1 9 番地の 1, 3 3 1 9 番地の 3, 3 3 2 0 番地の 2, 3 3 2 1 番地の 6, 3 3 2 1 番地の 8, 3 3 2 1 番地の 1 0 から 3 3 2 1 番地の 1 4 まで, 3 3 2 2 番地の 3, 3 3 2 2 番地の 5, 3 3 2 3 番地の 2, 3 3 2 5 番地の 3, 3 3 2 5 番地の 4, 3 3 2 5 番地の 6, 3 3 2 6 番地の 2, 3 3 2 7 番地の 2, 3 3 3 1 番地の 2, 3 3 3 1 番地の 4, 3 3 3 2 番地の 2, 3 3 3 3 番地の 2, 3 3 3 3 番地の 4, 3 3 3 3 番地の 6, 3 3 3 4 番地の 2, 3 3 3 4 番地の 3, 3 3 3 5 番地の 2, 3 3 3 6 番地の 2, 3 3 4 8 番地の 2 及び 3 3 4 8 番地の 3
上町屋 (耕地部)	字下小野, 字上小野, 字定信, 字樫原
(山林部)	字笹ヶ峠, 字草ヶ城, 字中ノ谷, 字西ヶ谷, 字長畠, 字下小野, 字上小野, 字迫ノ谷, 字隠迫, 字櫛ヶ谷, 字地取場, 字百ヶ原, 字長尾山
今井田	3 3 5 番地の 2 9
桐原 (耕地部)	恵穂居, 田屋, 国丸
(山林部)	恵穂居, 吉見谷 字山田のうち 1957 番地の 3 から 5 まで, 1958 番地の 1, 1958 番地の 3, 字長迫のうち 1959 番地の 1, 10808 番地の 1 から 7, 10926 番地の 1, 10926 番地の 3, 10926 番地の 4, 10937 番地, 10962 番地の 2, 字水穴のうち 10926 番地の 2, 10934 番地, 10935 番地, 10939 番地
大林 (耕地部)	柳, 西原田, 代田, 京免, 正田, 大杉, 浜ヶ谷, 川東
(山林部)	真香, 蓮花, 火打石, 出張, 松畝, 陰地谷
勝木 (耕地部)	丸山, 松原, 合蔵河内, 河原, 細迫, 女夫岩河内, 東沖田, 神田河内, 室屋河内, 西沖田, 御堂原, 中井手, 殿屋敷河内, 萬元寺, 松ヶ迫, 榎谷, 西中山, 東中山, 大番河内, 権太, 折手 2618-3, 長迫 2674-1
(山林部)	東山, 大谷原, 権山, 東平, 表西, 上エ山

(2) 都市計画区域（告示文）

◎都市計画公告

廣島都市計画区域左ノ通決定ノ件認可ス

一、廣島市

一、安藝郡 牛田村、矢賀村、仁保村ノ一部（大字淵崎、日宇那、丹那、大河、本浦）

一、安佐郡 三篠町

一、佐伯郡 己斐町、古田村、草津町

右公告ス

大正十四年一月十六日

内閣総理大臣 子爵 加 藤 高 明

◎内務省告示第百二十號

都市計画法第二條第二項ノ規定ニ依リ左ノ區域ヲ以テ廣島縣祇園都市計画区域トス

昭和十五年三月二十二日

内務大臣 伯爵 兒 玉 秀 雄

廣島縣安佐郡祇園町

同縣同郡三川村

同縣同郡山本村

同縣同郡原村

同縣同郡長束村

同縣同郡安村ノ一部（大字大町、同中須）

◎内務省告示第百三十號

都市計画法第二條第二項ノ規定ニ依リ左ノ區域ヲ以テ廣島縣五日市都市計画区域トス

昭和十八年三月十二日

内務大臣 湯 澤 三千男

廣島縣佐伯郡五日市町

同縣同郡井口村

同縣同郡八幡村

◎内務省告示第百四十三號

都市計画法第二條第二項ノ規定ニ依リ左ノ區域ヲ以テ廣島縣海田市都市計画区域トス

昭和十八年三月十六日

内務大臣 湯 澤 三千男

廣島縣安藝郡海田市町

同縣同郡船越町

同縣同郡矢野町

同縣同郡坂村

同縣同郡奥海田村

◎内務省告示第百五十二號

都市計画法第二條第二項ノ規定ニ依リ左ノ區域ヲ以テ廣島縣廿日市都市計画区域トス

昭和十八年三月十九日

内務大臣 湯 澤 三千男

広島縣佐伯郡廿日市町
同縣同郡觀音村
同縣同郡平良村
同縣同郡宮内村
同縣同郡地御前村

◎建設省告示第1459号

都市計画法第2条第1項の規定により、広島縣安佐郡可部町の区域をもつて、広島縣可部都市計画区域とする。

昭和27年12月16日

建設大臣 佐 藤 栄 作

◎建設省告示第310号

都市計画法第2条第2項の規定により、広島縣可部都市計画区域を、昭和31年2月17日における次の区域に変更する。

昭和31年2月17日

建設大臣 馬 場 元 治

可部都市計画区域

安佐郡可部町の区域のうち大字城、同中野、同可部、同上原、同中島、同大毛寺、同四日市の各全部

◎建設省告示第755号

都市計画法第2条第1項の規定により、広島縣広島都市計画区域を昭和31年4月23日における広島市の区域に変更する。

昭和31年4月23日

建設大臣 馬 場 元 治

◎建設省告示第339号

都市計画法第2条第2項の規定により、広島縣広島都市計画区域を昭和35年3月8日における次の区域に変更する。

昭和35年3月8日

建設大臣 村 上 勇

広島都市計画区域

広島市の全域及び安芸郡安芸町 大字温品のうち鶴江、金碓、磯合、長伝寺、神前、森垣内、豊谷、平林、中田、大原、中垣内、前田、宮崎、小出、砂原、庄始垣内、間所、為田、矢田、横見、蛇抜、四百田、糸ヶ迫、室屋、法道寺、須賀谷、金剛寺山の各字の全域

◎建設省告示第1124号

都市計画法第2条第2項の規定により、広島縣広島都市計画区域を昭和38年3月30日における次の区域に変更する。

昭和38年3月30日

建設大臣 河野 一郎

広島都市計画区域

広島市の全域

安芸郡安芸町大字温品のうち

鶴江、金碓、磯合、長伝寺、神前、森垣内、豊谷、中田、大原、中垣内、前田、宮崎、小出、砂原、庄始垣内、間所、為田、矢田、横見、蛇抜、四百田、糸ヶ迫、室屋、法道寺、須賀谷、金剛寺山、及び平林の各字の全域

安佐郡高陽町のうち

小田、矢口、岩上、玖、末光、及び諸木の各大字の全域

大字中深川のうち

杉原、立石、奥田、堂ヶ迫、鳥居元、馬場、久保田、行司原、山王、中ノ堂、平林、抗田、山崎、大林、高堰、森ヶ坪、五反庄、樽原、牛尾迫、久保ヶ森、及び当善坊の各字の全域

大字下深川のうち

西山、上山田、堤ノ内、上野原、砂原、河原、池辺川成、田屋泓、所ヶ迫、西ヶ迫、玖村越、堂願、古川、文字場、野地、竹之内、下原、中原、天狗畑、表地原、西川、開ノ口、谷尻、紙屋ヶ瀬、清水、築出、及び大番の各字の全域

◎建設省告示第2212号

都市計画法第2条第2項の規定により、広島県広島都市計画区域を昭和40年8月7日における次の区域に変更する。

昭和40年8月7日

建設大臣 瀬戸山 三 男

広島都市計画区域

広島市の全域

安芸郡安芸町大字温品

鶴江 金碓 磯合 長伝寺 神前 森垣内 豊谷 中田 大原 中垣内 前田 宮崎 小出 砂原 庄始垣内 間所 為田 矢田 横見 蛇抜 四百田 糸ヶ迫 室屋 法道寺 須賀谷 金剛寺山及び平林の各字の全域

安佐郡高陽町

小田 矢口 岩上 玖 末光 諸木の各大字の全域

大字中深川

杉原 立石 奥田 堂ヶ迫 鳥居元 馬場 久保田 行司原 山王 中ノ堂 平林 抗田 山崎 大林 高堰 森ヶ坪 五反庄 樽原 牛尾迫 久保ヶ森及び当善坊の各字の全域

大字下深川

西山 上山田 堤ノ内 上野原 砂原 河原 池辺川成 田屋泓 所ヶ迫 西ヶ迫 玖村越 堂願 古川 文字場 野地 竹之内 下原 中原 天狗畑 表地原 西川 開ノ口 谷尻 紙屋ヶ瀬 清水 築出及び大番の各字の全域

安佐郡佐東町川内温井及び川内中調子の全域

八木

鳴ル 馬淵 上渡り 下渡り 十分一 西真浦 東真浦 大林 細野土手外 上細野 中土居

中細野 下細野 代 堂ヶ内 茅原 迫田 細田山 上細田 下細田 向井代 中村 柏谷
関城 五反田 皆川 皆川山 城山 辻 田中 室屋 野地 岩見田 下土居 上古居 市
椿原 上楽寺 浄光院 久円 上小原 下小原 市ノ坪 内川東西 西比原上 西比原下
東比原鳴 渡り 古宮 宇津ク 大采 寺尾 横割 大島 天井林 大西 上原 柴之采 美
濃越 足ヶ谷小原山の各字の全域

緑井

大上 市ノ坪 清水堂 比原 兼広 榎林 神楽田 勘能丸 城ノ前 西松原 東松原 桶外
中野守 法師丸 八幡田 能舞田 日吉田 大下 東市 堂河内 大木 箱割 石屋田 白
石 願成寺原 上山 鳥越 宇那木山 矢ヶ谷 神宮山 石屋山及び竜の口の各字の全域並び
に字権現山の一部

◎建設省告示第3262号

都市計画法第二条第二項の規定により、広島県瀬野川都市計画区域を昭和41年9月17日における次の区域とする。

昭和41年9月17日

建設大臣 橋本 登美三郎

瀬野川都市計画区域

安芸郡瀬野川町

大字畑賀及び中野

大字下瀬野字源蔵原、大畑、大藤、中宇根、正之坪、神原、鏡前、下落合、中落合、上落合、小浦、中田、宮本、松ノ木、勝負迫、宮垣内、椿基、寄江、若宮、甲須磨、丸山、原山、竜王山、一井、木山、大谷山、竜ノ口、生石子山、金比羅山、五十山及び津江ヶ平

大字上瀬野字大山、細田、久井原、河島、四反田、讃岐田、涼木、小田村、五百田、清水、神田、道林、山口、中越、長畠、下河内、源田、木村、米山、青木、一貫田、岸田、隠居地、相森、中須賀、上中原、大奈、中原、下原、石神、塔之原、向井、中河原、正之坪、高下、奥畑、風呂之本、観音平、合之坪、平、大歳、寺分、奥野原、大高下、別所谷、天神原、山田ヶ原、鷹取垣内、宮脇、代、湯谷、登竜山、長尾山、段之原山、神立向山、平山山、奥野山、滝ヶ谷山、白金山、讃岐田山、狐岩山、金山山及び小丸岩山

◎建設省告示第4243号

都市計画法第2条第2項の規定により、広島県祇園都市計画区域を昭和41年12月28日における安佐郡祇園町及び安古市町の区域に変更する。

昭和41年12月28日

建設大臣 西村 英一

◎建設省告示第1145号

都市計画法第2条2項の規定により、広島県広島都市計画区域を昭和43年4月17日における次の区域に変更する。

昭和43年4月17日

建設大臣 保利 茂

広島都市計画区域

広島市、安佐郡祇園町及び安古市町

安芸郡安芸町

大字温品字鶴江、金碓、磯合、長伝寺、神前、森垣内、豊谷、中田、大原、中垣内、前田、宮崎、小出、砂原、庄始垣内、間所、為田、矢田、横見、蛇抜、四百田、糸ヶ迫、室屋、法道寺、須賀谷、金剛寺山及び平林

安佐郡高陽町

大字小田、矢口、岩上、玖、末光、諸木

大字中深川字杉原、立石、奥田、堂ヶ迫、鳥居元、馬場、久保田、行司原、山王、中ノ堂、平林、抗田、山崎、大林、高堰、森ヶ坪、五反庄、樽原、牛尾迫、久保ヶ森、及び当善坊

大字下深川字西山、上山田、堤ノ内、上野原、砂原、河原、池辺川成、田屋泓、所ヶ迫、西ヶ迫、玖村越、堂願、古川、文字場、野地、竹之内、下原、中原、天狗畑、表地原、西川、開の口、谷尻、紙屋ヶ瀬、清水、築出、大番及び松ヶ迫

安芸郡佐東町

川内温井及び川内中調子、緑井及び八木字鳴ル、馬淵、上渡り、下渡り、十分一、西真浦、大末、細野土手外、上細野、中土居、中細野、下細野、代、堂ヶ内、茅原、迫田、細田山、上細田、下細田、向イ代、中村、柏木、別所、柏谷、関城、五反田、皆川、皆川山、城山、辻、田中、室屋、野地、岩見田、下土居、上古居、市、椿原、上楽地、浄光院、久円、上小原、下小原、市ノ坪、内川東西、西比原上ミ、西比原下モ、東比原、鳴、渡り、古宮、宇津七、大采、寺尾、横割、大畠、天井林、大西、上原、柴之采、美濃越、足谷及び小原

◎建設省告示第2972号

都市計画法第2条2項の規定により、広島県広島都市計画区域を昭和44年5月28日における次の区域に変更する。

昭和44年5月28日

建設大臣 坪川信三

広島都市計画区域

広島市

安佐郡祇園町、安古市町、安芸郡安芸町、安佐郡佐東町、川内温井、川内中調子、緑井、八木字鳴ル、馬淵、上渡り、下渡り、十分一、西真浦、東真浦、大林、細野土手外、上細野、中土居、中細野、下細野、代、堂ヶ内、茅原、迫田、細田山、上細田、下細田、向イ代、中村、柏木、別所、柏谷、関城、五反田、皆川、皆川山、城山、辻、田中、室屋、野地、岩見田、下土居、上古居、市、椿原、上楽寺、浄光院、久円、上小原、下小原、市ノ坪、内川東西、西比原上ミ、西比原下モ、東比原、鳴、渡り、古宮、宇津ク、大采、寺尾、横割、大畠、天井林、大西、上原、柴之采、美濃越、足谷、小原、安佐郡高陽町大字小田、矢口、岩上、玖、末光、諸木、大字中深川字杉原、立石、奥田、堂ヶ迫、鳥居元、馬場、久保田、行司原、山王、中ノ堂、平林、杭田、山崎、大林、高堰、森ヶ坪、五反庄、樽原、牛尾迫、久保ヶ森、当善坊、大字下深川字西山、上山田、堤ノ内、上野原、砂原、河原、池辺川成、田屋泓、所ヶ迫、西ヶ迫、玖村越、松ヶ迫、堂願、古川、文字場、野地、竹之内、下原、中原、天狗畑、表地原、西川、開ノ口、谷尻、細屋ヶ瀬、清水、築出、大番、安佐郡沼田町大字大塚、伴字（耕地）志出木、中間田、釜ヶ原、宮垣内、割岩、槇川、長岩、瀬戸、猿押、芦谷、荘原、猿峠、柚木、椎原、乙井、砂、平城、片山、荘田、城泉、中市、山崎、下丁、中丁、釜ヶ谷、上丁、奥丁、草木原、中ノ休、中前原、東前原、三百谷、養峠、黄番、中平木、東平

木、下平木、東川原、鳴谷、亀割、権現、道後、山田平、上大原、中大原、谷口、川原、筏地、札場、下山崎、板田、才ノ本、堀、向田、三森、雲願寺、赤迫、入野、中台、流田、石ヶ原、豊島、浜後、上田、片山、迫ノ谷、大迫、胡麻迫、香炉林、下地、岡田、尾首、柚ノ木、松ヶ迫、土井、森ノ本、中間、上ヶ原、小ノ原、横更、上典、五郎次田、新畑、竹之本、大下、七百田、ドンギ、字（山林）道具畑、日山、麦山、大原迫、城、鳴平、鳴奥、養峠、乗越、境ヶ谷、大谷、猿ヶ滝、大下、高沢、高附、栗ノ木、大平、迫ヶ原、観音山、小迫、宮野谷、堤ヶ迫、黒岩、塚、池野屋、中山、中ノ谷、横山、築地、林ヶ谷、長迫、善当寺、井ノ上、赤迫、高松平、黒岩谷、笹ヶ益、大益、中倉、十万谷、赤刎、釜ヶ谷、蛇抜、大津江、打越、兼森及び割夕岩

広島都市計画区域、呉都市計画区域、大竹都市計画区域、府中都市計画区域、瀬野川都市計画区域、熊野都市計画区域、五日市都市計画区域、海田都市計画区域、廿日市都市計画区域、大野都市計画区域および可部都市計画区域を広島圏都市計画区域とし、その区域をつぎのとおり変更したので都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第5項の規定により公告する。

昭和46年1月16日

広島県知事職務代理者

広島県副知事 萩原幸雄

1 あらたに都市計画区域に含まれる土地の区域

安芸郡瀬野川町のうちつぎの区域

大字坂山

佐伯郡五日市町のうちつぎの区域

大字石内（耕地）字石寅・字井戸・字兼丸・字百石・字片山・字西法寺・字一ノ谷・字藤ヶ森・字谷口・字長尾・字西久保・字丸山・字厚木・字道口・字沖田・字野丸・字山崎・字白畑・字浄安寺・字場ヶ谷・字寺山1,371番地から1,455番地まで・1,452番地・字深谷・字清水谷・字市井原・字柳谷・字大藪・字三ツ石・字前田池・字道々谷・字船木・字長道・字森ヶ原・字清池・字曲崎・字田中・字堂本・字作谷・字社西・字臼山・字落合・字中河原・字城・字士水・字正田・字市丸・字向地・字平田・字黒谷・字観音・字上日焼・字有井・字本居・字尾長・字信金・字中郷・字高田・字平林・字尾首・字滝谷・字的場・字池町・字西向・字坂口・字和岩・字院前・字平石・字出合・字教場・字要田・字今市・字串山・字扇迫・字宮ヶ谷・字屏風岩・字荒蒔・字尾崎・字大芥・字流田・字西ヶ迫・字喜連川城・字白石庄・字西ヶ窪・字半坂・字堂前・字後迫・字椎木郷・字榎迫・字大谷・字山根榎内・字鮒ヶ迫・字実谷・字横岩・字早ヶ原・字重石・字黒岩・字釈迦ヶ谷・字畦坂・字入野・字釈迦ヶ嶽・字松ヶ崎・字原田郷・字大師・字泓田・字大津・字青原・字島越・字櫛ヶ燈、字日和・字根口・字登尾・字石休・字越嶺・字赤土・字小深川・字割田・字鷹ノ巣・字砂糖造・字平旗・字京良木・字笹ヶ原・字中ヶ迫・字梶田・字入道原・字境神・字赤馬中・字湯戸・字欠ヶ口・字竹久保・字道ノ下・字万力・字福永・字楽子・字大影・字野原・字岡田・字穴ヶ迫・字川原・字新九畑・字吹ヶ口・字平原・字野原・字道狭・字桑原・字松丸・字勝負迫・字河原田・字松尾・（山林）字住吉・字嶋谷・字観音・字古平山・字火ノ燈・字船山・字柳ノ水燈・字青原・字小深川・字笹ヶ原・字細小屋・字平旗・字高池神・字砂糖造・字越燈山・字根口・字松ヶ迫・字入野・字釈迦滝・字横岩・字深ヶ迫・字大谷・字狩谷・字荒蒔・字中住・字豊ヶ迫・字榎山・字串山・字宮ヶ谷・字扇迫・字森山・字道々谷・字船木・字迫谷・字宮迫・字晶石城・字福山・字浄安寺・字高下・字神ヶ谷・字若宮・字獅子の尾・字一ノ谷・字穴ヶ迫・字横山・字鳴谷・字平原・字平尾・字浄徳寺・字柳谷

佐伯郡大野町のうちつぎの区域

字中空・字裏ヶ嶽・字亀ヶ岡・字平岩

安佐郡佐東町のうちつぎの区域

（耕地）字宇津（山林）字宇津一・字宇津二・字宇津三・字宇津四・字宇津五・字宇津六・字宇津七・字宇津八・字宇津九・字宇津十・字宇津十一・字宇津十二・字宇津十三

安佐郡可部町のうちつぎの区域

大字下町屋・大字上町屋字森の下・字突田・字寺原・字甲屋・字又河・字土生田・字町屋・字河原・字胡子・字五郎丸・字落迫・字新迫・字大地・字馬通・字河原林・字山根・字片山・字一本木・字五拾目・字周泰林、大字桐原字恵徳居・字田屋・字国丸・字吉見谷、大字大林字柳・字西原田・字代田・

字京免・字正田・字大杉・字浜ヶ谷・字川東・字真香・字蓮花・字火打岩・字出張・字松畝・字陰地谷、大字勝木字丸山・字松原・字倉蔵河内・字河原・字細迫・字妖岩河内・字東沖田・字神田河内・字室屋河屋・字西沖田・字御堂原・字中井手・字殿屋敷河内・字萬元寺・字松ヶ迫・字榎谷・字西中山・字東中山・字大番河内・字権太・字東山・字大谷原・字権山・字東平・字表西・字上エ山

安佐郡高陽町のうちつぎの区域

大字下深川字トギ山・字大番谷・字長迫・字山手平・字高鉢・字鼻打場・字黒岩・字鷹場杉ヶ平・字大平・字下谷・字追イ重、大字中深川字銀山・字上山大倉谷西平・字上山大倉谷東平・字観音平・字天神平・字西牛尾山・字東牛尾山・字長尾・字津川迫・字城平・字備中林・字畦里・字南天平・字寺内・字陰地谷・字糞ヶ谷・字水無・字清水亀・字青木・字加坊・字茗荷谷・字茗荷原・字稻妻・字茗荷・字堂ノ本

2 都市計画区域から除かれる土地の区域

広島市のうちつぎの区域

似島町、字品町金輪島、仁保町大カクマ島・小カクマ島・峠島

呉市のうちつぎの区域

阿賀町字情島・字小情島

安佐郡沼田町のうちつぎの区域

大字伴（耕地）字志出水・字中間田・字釜ヶ原・字宮垣内・字割石・字猿押2、665番地から2、761番地まで・字芦谷・字猿ヶ峠2、665番地から2、761番地まで・字袖木2、769番地・2、783番地から2、908番地まで・字ドンギ9、829番地・9、831番地から9、834番地まで・字椎原2、924番地・2、925番地・2、935番地から乙3、039番地まで・字大下・字七百田・字荘原2、560番地から2、664番地まで（山林）字猿ヶ滝・字大下・字池野尾・字中山・字中ノ谷・字横山・字笹ヶ益・字兼森・字割夕岩

安芸郡熊野町のうちつぎの区域

（耕地）字皇帝神・字金森・字地藏ヶ迫・字八幡風呂・字孫井田・字久保・字三戸山・字大ヶ平・字信平・字風呂ヶ迫・字宮脇条・字堂ヶ迫・字長尾・字台（山林）字中城・字恵原山・字砂口・字津恵ヶ迫・字石原・字天狗平・字井畝平・字砂留（耕地）字屯田・字山王・字時数・字宮前・字海上・字宮林・字向田・字時光・字深原（山林）字西米山・字東米山・字西深原・字東深原・字丸子・字鞆ノ河内・字向田山・字猿林・字宮林山・字西海上・字東海上・字坂美堂・字宮ノ首・字シダケ奥・字時数山・字東山王・字西山王・字富田山（耕地）字大水南地・字陳界・字地藏ノ前・字榎ヶ迫・字畑ヶ迫・字太央・字中筋・字大井手首・字慶神・字藪・字大年原・字石仏・字菅池・字火ノ原2、666番地の1から2、713番地の1まで・2、713番地の3・2、714番地の1から乙2、715番地まで・2、716番地の2から2、750番地まで・字滝ヶ谷・字滑羅・字彦地籠（山林）字東ヶ嶽・字西ヶ嶽1、899番地の1から1、984番地の11まで・1、985番地の2から1、985番地の6まで・1、990番地から乙2、029番地まで・字大年・字仏山・字一ツ山・字地藏ノ後（耕地）字ソコウダ・字道上・字山井・字山ノ代・字牛神・字大原・字山入道・字道上奥・字長迫・字瓶割・字深原・字萩原・字荒金・字世良殿本迫・字小迫・字馬場・字二反田前地・字福垣内・字南鶴ヶ沢・字庄賀・字苗渋（山林）字牛神原・字忠四原・字十地原・字山代原・字石ダケ・字道上山・字道安原・字院ノ平・字赤檜・字深原平・字登岐平・字備前・字ガンゼ・字ウバヶ迫・字里・字萩原山・字庄賀山（耕地）字三村・字登岐平・字湧田・字沖田・字薬師・字栗之木原・字小崎・字岡・字隠田（山林）字初神山・字追分・字差飯・字湯面平・字札立・字地堂畑・字三谷・字持角・字古尾奥・字七良垣内・字定光・字出張・

字若宮・字本谷・字向田・字堂所山（耕地）字白石・字堂ノ畝・字宮ノ前・字宮ヶ迫・字城・字上ノ垣内・字尾首・字宗貞・字重地・字五反田（山林）字向五反田・字重地原・字森ヶ上・字四ツ道・字宮の首・字八幡山・字籠池谷・字宮ノ後・字観音平・字椎川（耕地）字松田・字和田・字梶矢・字下地・字鶴ヶ沢・字西ヶ廻・字中村・字道垣内・字郷原地・字深谷・字平兵衛谷・字中郷原・字榎崎・字堀・字不動原・字赤野・字上ノ土井・字石ヶ坪・字稻荷・字大谷・字柿之内（山林）字中ヶ原・字稻荷・字飛子・字尾長・字牛田山・字赤野原・字山崎・字上ノ山・字十方木山・字堀ノ城・字藤ヶ瀬・字中イ山・字南ヶ原・字グイビ迫・字向原・字チヶ崎・字嵩山

- 3 広島市、呉市、大竹市、府中町、五日市町、海田町、船越町、矢野町、坂町、廿日市町および大野町のそれぞれの地先公有水面は当該都市計画区域に含む。

正 誤

昭和46年1月16日づけ県報（定期）第3号に掲載の公告（都市計画区域の変更）の一部をつぎのように訂正する。

土木建築部都市計画課長

ページ	段	行	誤	正
60	中	終わりから 10・9	字道口	字迫口
〃	〃	終わりから 7・6	1, 452番地・字深谷・字清水谷・字市井原・字柳谷・字大藪・字三ツ石	字清水谷695番地から728番地まで・字三ツ石
〃	〃	終わりから 6・5	字前田池・字道々谷	字前田地・字道々谷
〃	下	1	字滝谷	字滝ノ谷
〃	〃	2	字和岩	字和光
〃	〃	5・6	字白石庄	字白口庄
〃	〃	15	字赤馬中	字赤馬牛
〃	〃	18	字平原・字野原・字道狭	字平原・字道狭
〃	〃	終わりから 18・17	字住吉・字嶋谷・字観音・字古平山・字火ノ燈	字住吉・字観音・字高平山・字大ノ燈
〃	〃	終わりから 17・16	字柳ノ水燈	字柿ノ木燈
〃	〃	終わりから 10	字神ヶ谷	字袖ヶ谷
〃	〃	終わりから 8	字柳谷	字平田
61	上	2	大字上町屋字森の下	大字上町屋（耕地）字森の下
〃	〃	4・5	字大地・字馬通	字大地（山林）字馬通
〃	〃	5	字片山・字一本	字片山・字新迫・字一本
〃	〃	6	大字桐原字恵穂居	大字桐原（耕地）字恵穂居
〃	〃	7	字国丸・字吉見谷・大字大林 字柳	字国丸（山林）字恵穂居・字吉見谷・大字大林（耕地）字柳
〃	〃	9	字川東・字真香	字川東（山林）字真香
〃	〃	10	大字勝木字丸山	大字勝木（耕地）字丸山
〃	〃	10・11	字倉蔵河内	字合蔵河内

6 1	上	1 1	字妹岩河内	字女夫岩河内
〃	〃	1 2	字室屋河屋	字室屋河内
〃	〃	1 5	字権太・字東山	字権太（山林）字東山
〃	〃	終わりから 1 8・1 7	字黒岩・字鷹場杉ヶ平・字大平	字黒岩・字松ヶ迫・字大平
〃	〃	終わりから 1 1	字稲妻・字茗荷・字堂ノ本	字稲妻・字堂ノ本・字塚塚・字観音寺・字上工山鷹場
〃	〃	終わりから 3	字志出水	字志出木
〃	中	終わりから 2・1 1	字割石・字猿押2, 6 6 5番地から2, 7 6 1番地まで・字芦谷・字猿ヶ峠2, 6 6 5番地から2, 7 6 1番地まで	字割岩・字猿押・字芦谷・字猿峠
〃	下	終わりから 1 4	字嵩山	字嵩山、大字川角字木綿地の一部・字上ノ山の一部・字大道地の一部・字神出の一部・字大原の一部・字仏の山の一部 字の一部は別紙図面のとおり（「別紙図面」は省略し、その図面を広島県庁に備え置いて縦覧に供する。）

注 現在の区域を確定するのに必要なもののみ記載。

ただし、昭和17年指定の旧船越町、旧矢野町関係分を除く。

広島圏都市計画区域を次のとおり変更した。

平成3年9月30日

広島県知事 竹下 虎之助

1. 都市計画区域の名称

「広島圏都市計画区域」

2. 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

広島市安佐南区沼田町大字伴

（耕地部）字芦谷、字大下、字釜ヶ原、字猿押、字猿峠、字椎原のうち2922番地の1・2924番地の2・2924番地の3・2925番地の1から2925番地の3まで・2935番地から2947番地まで・2948番地の2から2949番地の8まで・2954番地の1から2955番地の2まで・2957番地の1から乙2991番地まで・2992番地の2・乙2992番地・2993番地の1から3031番地の1まで・3031番地の3から3033番地まで及び3035番地の1から3038番地まで、字志出木、字莊原2560番地の1から2565番地の1まで・2567番地から2583番地の2まで・2593番地から2606番地の4まで・2607番地の2から2607番地の5まで・2610番地の1・2610番地の2・2616番地・2620番地・2629番地・2630番地・2634番地から2636番地の2まで・2645番地・2646番地・2647番地の2・2653番地・2656番地・2657

番地及び2659番地、字トンキ9829番地及び9831番地の1から9834番地まで、
字中間田、字七百田、字宮垣内、字柚木2769番地の1から2769番地の7まで・
2783番地から2787番地の16まで・2790番地の2・2790番地の3・2793番
地の1・2793番地の2・2795番地から2802番地まで・乙2802番地・2802番
地の2・2803番地の1から2806番地の2まで・乙2806番地・2807番地の2・
乙2807番地・2808番地の1から2823番地の2まで・2825番地の1・2825番
地の3から2826番地の2まで・2828番地・2830番地から2839番地まで・2839
番地の2から2840番地の25まで・2840番地の27から2841番地の6まで・
2841番地の8から2850番地の2まで・2854番地の1から2856番地の8まで
・2857番地の2から2859番地の8まで・2860番地の2・2861番地の2から
2871番地の70まで・2874番地の2・2874番地の3・2881番地の1から2904
番地の1まで・2904番地の3から2904番地の8まで及び2906番地から2908番
地まで及び字割岩

(山地部) 字池野尾、字大下、字兼森、字笹ヶ益、字猿滝、字中ノ谷、字中山、字横山及び字割
夕岩

佐伯区五日市町大字藤の木

佐伯区藤の木一丁目

二丁目

三丁目

四丁目

佐伯区五日市町大字石内

(耕地部) 字石原、字市井原、字大迫、字大藪、字沖垣内、字奥原、字奥明、字押入、字面坪、
字神原、字京農、字光来地、字迫田、字清水谷2316番地から2319番地まで・2321
番地から2332番地まで・2334番地から2354番地まで及び2356番地から2366
番地まで、字下押入、字周迫、字白久保、字谷角、字寺河、字中ヶ原、字夏垣、字西
原、字則頼、字箱ヶ迫、字深谷、字免出、字柳谷及び字好合津

(山地部) 字狼迫、字大坪、字大藪、字岡田ヶ原、字奥原3311番地から3317番地まで・3319
番地の1から3351番地の16まで・3354番地から3355番地の24まで・3360
番地・3361番地・3363番地の1から3364番地まで及び3366番地の1から3373
番地まで、字押入山、字鬼ヶ嶺、字北迫、字京野山、字恋ヶ迫、字郷路山、字笹ヶ谷、
字椎木、字土水山、字周迫、字高岸、字詰迫、字夏垣、字奈目羅谷、字根切、字旗ヶ
迫、字東谷、字深谷及び字柳谷

3. 都市計画区域から除外される土地の区域

なし

広島圏都市計画区域を次のとおり変更した。

平成7年10月30日

広島県知事 藤 田 雄 山

1 都市計画区域の名称

「広島圏都市計画区域」

2 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

広島市安芸区瀬野町

(山地部) 字大谷山のうち甲735番地, 甲735番地の1, 甲735番地の2, 736番地の1, 737番地から740番地の1まで, 741番地から749番地まで, 751番地, 753番地の1から754番地の3まで, 758番地, 759番地, 761番地, 763番地の1, 764番地, 765番地及び767番地の2

広島市安佐北区

亀山西一丁目のうち3215番地の11及び3291番地2

亀山西二丁目のうち3235番地の4, 3241番地の1, 3241番地の2, 3241番地の18から3241番地の20まで, 3244番地の5, 3244番地の6, 3244番地の8, 3244番地の9, 3246番地の2から3246番地の4まで, 3246番地の16から3246番地の18まで, 3247番地の5から3247番地の9まで, 3247番地の11から3247番地の14まで, 3247番地の18から3247番地の20まで, 3248番地の3, 3248番地の4, 3248番地の18, 3248番地の19, 3249番地の2, 3250番地の7, 3250番地の8, 3251番地の1から3251番地の16まで, 3251番地の20, 3254番地の8から3254番地の14まで, 3255番地の6から3255番地の9まで, 3255番地の13から3255番地の15まで, 3259番地の1, 3259番地の2, 3259番地の11, 3259番地の12, 3260番地の2から3260番地の4, 3260番地の8から3260番地の10まで, 3260番地の13, 3260番地の14, 3261番地の3, 3261番地の4, 3261番地の7から3261番地の12まで, 3261番地の14, 3262番地の2, 3262番地の3, 3262番地の6, 3262番地の7, 3316番地の4, 3316番地の5, 3316番地の7, 3316番地の9, 3316番地の13, 3318番地, 3319番地の1, 3319番地の3, 3320番地の2, 3321番地の6, 3321番地の8, 3321番地の10から3321番地の14まで, 3322番地の3, 3322番地の5, 3323番地の2, 3325番地の3, 3325番地の4, 3325番地の6, 3326番地の2, 3327番地の2, 3331番地の2, 3331番地の4, 3332番地の2, 3333番地の2, 3333番地の4, 3333番地の6, 3334番地の2, 3334番地の3, 3335番地の2, 3336番地の2, 3348番地の2及び3348番地の3

可部町大字勝木

(耕地部) 字折手のうち2618番地の3, 字長迫2674番地の1

上深川町

小河原町

広島市佐伯区

五日市町大字上小深川

五日市町大字下小深川

五日市町大字上河内

五日市町大字下河内

五日市町大字石内のうち

(山地部) 字奥原3318番地の1から3318番地の3まで

河内南一丁目

河内南二丁目

3 都市計画区域から除外される土地の区域

なし

広島圏都市計画区域を次のとおり変更した。

平成16年5月31日

広島県知事 藤田 雄山

1 都市計画区域の名称

「広島圏都市計画区域」

2 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

広島市安佐南区

安東七丁目のうち1471番地の27から48まで、1471番地の50から80まで、1471番地の82から86まで、1471番地の88から90まで、1471番地の92から116まで、1471番地の120から125まで、1471番地の127から150まで、1471番地の152から174まで、1471番地の176、1471番地の178から179まで、1471番地の182から183まで、1471番地の185から198まで、1471番地の200から210まで、1471番地の212から216まで、1471番地の228から231まで、1471番地の239、1471番地の242から243まで、1471番地の245から260まで、1471番地の262から266まで、1471番地の268から273まで、伴北七丁目のうち5番地の54、5番地の56から59まで、5番地の97、5番地の98から99までの一部、5番地の100、5番地の101の一部、5番地の102、5番地の104、5番地の465から468までの一部、5番地の469から478まで、5番地の543から544までの一部、5番地の561から564まで、5番地の565から566までの一部、5番地の570の一部、5番地の571から572まで、5番地の573の一部、5番地の581、51番地の2、51番地の4

広島市安佐北区

あさひが丘一丁目

あさひが丘二丁目

あさひが丘三丁目

あさひが丘四丁目

あさひが丘五丁目

あさひが丘六丁目

あさひが丘七丁目

あさひが丘八丁目

あさひが丘九丁目

安佐町大字動物園

安佐町大字後山

可部町大字今井田のうち335番地の29

亀山南一丁目のうち523番地の2から3まで、529番地の1、529番地の3、529番地の5、530番地の1から2まで、531番地、532番地の1から2まで、533番地の1から3まで、534番地、535番地、536番地の1から2まで、537番地の1から2まで、538番地から541番地まで、542番地の1から3まで、543番地、544番地、545番地の1、545番地の3、546番地、547番地の1から2まで、548番地、549番地の1から2まで、550番地、551番地、551番地の2、552番地の1、552番地の3、552番地の5、553番地の2から4まで、559番地の2から4まで、560番地の1から2まで、560番地の4から5まで、561番地の1、561番地の3、562番地の1から3まで、563番地の1から3まで、564番地1から4まで、565番地1から8まで、566番地の1から4まで、567番地、568番地の1から2まで、569番地の1から8まで、571番地、572番地、573番地の1、574番地の1、575番地の1から2まで、576番地の1から3まで、577番地の2、578番地、579番地、580番地の1から4まで、581番地の1から3まで、582番地、582番地の1、582番地の3から4まで、583番地の1、584番地の1、602番地の1、603番地の1、604番地、604番地の2、605番地

亀山南二丁目のうち1番地の263、1番地の268から272まで、1番地の274、1番地の281から282まで、1番地の314から319まで、1番地の329、1番地の333か

ら371まで、1番地の383から396まで、1番地の399から400まで、1番地の417から424まで、1番地の431から442まで、335番地の16から27まで、337番地の1から3まで、337番地の27の一部、337番地の28から31まで、337番地の44の一部、337番地の374、337番地の376から394まで、337番地の396から410まで、337番地の412から433まで、337番地の435から453まで、396番地の2の一部、396番地の5から25まで、396番地の27から43まで、396番地の45から56まで、396番地の58から61まで、408番地の2から4まで、408番地の6から11まで、408番地の13から14まで、408番地の16から28まで、408番地の30から34まで、408番地の36から46まで、408番地の48から51まで、408番地の53から63まで、408番地の67、409番地の1、410番地の3から15まで、410番地の17から21まで、410番地の24から25まで、410番地の27から28まで、410番地の30から32まで、415番地の1から10まで、416番地の11の一部、416番地の20の一部、416番地の69から75まで、416番地の77から91まで、416番地の93から112まで、416番地の115から122まで、416番地の124から136まで、416番地の138から140まで、416番地の143から153まで、416番地の155から158まで、421番地の1から20まで、426番地の3から5まで、426番地の7から10まで、431番地の1から2まで、432番地の1から8まで、432番地の10から17まで、436番地の3から5まで、436番地の7から9まで、436番地の11から12まで、437番地の3から8まで、439番地の4から12まで、439番地の14から20まで、439番地の22から24まで、442番地の1から5まで、447番地の1から2まで、448番地、450番地の1から14まで、450番地の16、450番地の18から25まで、453番地から454番地まで、456番地、460番地、461番地、462番地の1から4まで、462番地の8から9まで、463番地の2から6まで、464番地の1から6まで、466番地の3から6まで、467番地の3から12まで、467番地の14、473番地の1から6まで、474番地の1、474番地の3から5まで、474番地の8、474番地の10、475番地の1から2まで、476番地の3から9まで、477番地の1、477番地の4、480番地の3、482番地、483番地の1から19まで、487番地の2から4まで、487番地の7から11まで、487番地の15、487番地の18から28まで、488番地、489番地の2から8まで、510番地の1の一部、510番地の2、510番地の4から5まで、512番地、513番地の1から8まで、513番地の10から13まで、515番地の1から3まで、517番地の1から6まで、520番地の1、520番地の3から4まで、520番地の7から9まで、522番地の1から5まで、523番地の1、523番地の5から7まで、524番地から526番地まで、528番地の1から6まで、528番地の8、529番地の4、552番地の2、552番地の6から9まで、554番地の1、554番地の3、554番地の7から14まで、555番地の1から2まで、556番地、558番地の1から2まで、559番地の1、559番地の5から6まで、560番地の3、561番地の2、1408番地の5、1409番地の1、1410番地の1から2まで、1413番地の1から2まで、1436番地の1から2まで、1437番地の2、1445番地、1446番地、1449番地、1451番地、1452番地の1から2まで、1455番地の1から3まで、1458番地の1から2まで、1459番地、1463番地の1、1465番地の1から2まで、1466番地の1から3まで、1467番地の1から2まで

可部町大字南原

可部町大字上町屋のうち

(耕地部) 字下小野、字上小野、字定信、字樫原

(山林部) 字笹ヶ峠、字草ヶ城、字中ノ谷、字西ヶ谷、字長畠、字下小野、字上小野、字迫ノ谷、字隠迫、字櫛ヶ谷、字地取場、字百ヶ原、字長尾山

狩留家町

3 都市計画区域から除外される土地の区域

なし

広島圏都市計画区域を次のとおり変更した。

令和4年12月26日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 1 都市計画区域の名称
「広島圏都市計画区域」
- 2 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域
広島市安佐北区
三入東一丁目
三入東二丁目
可部町大字桐原字山田のうち1957番地の3から5まで、1958番地の1、1958番地の3、字長迫のうち1959番地の1、10808番地の1から7、10926番地の1、10926番地の3、10926番地の4、10937番地、10962番地の2、字水穴のうち10926番地の2、10934番地、10935番地、10939番地
- 3 都市計画区域から除外される土地の区域
なし

2 湯来都市計画区域

(1) 都市計画区域一覧表

区 分		都 市 計 画 区 域	都 市 計 画 区 域 外
佐伯区	湯来町	大字伏谷の一部, 大字白砂の一部, 大字葛原の一部, 大字和田の一部, 大字菅沢の一部, 大字多田の一部 杉並台	左記を除く範囲

(2) 都市計画区域(告示文)

湯来都市計画区域を次のとおり指定した。

平成3年9月26日

広島県知事 竹下 虎之助

1 都市計画区域の名称

湯来都市計画区域

2 都市計画区域に含まれる土地の区域

広島県佐伯郡湯来町

大字伏谷

(耕地部) 字穴防、字班石、字鍋石、字井段原、字落合、字温井、字台ヶ原、字一ツ家、字井手ヶ原、字小黒谷、字原垣内、字堂ノ久保、字下大野、字中大野、字上大野、字榎原、字茶屋ヶ原、字大野地、字奥ヶ原、字北谷、字大森、字中郷、字西郷、字東郷、字沖野原、字西野地、字西竹原、字東竹原、字上小伏原、字下小伏原、字鍛冶屋谷、字鍛冶屋原、字大下、字岡野原、字下大畑、字中大畑、字上大畑、字西川角及び字東川角

(山林部)

字中山、字堂間、字長石原、字倉谷、字宮ヶ谷、字大谷、字追山及び字今山

大字白砂

(耕地部) 字柏原、字古塚、字上木路、字重川、字川角谷、字川角陰、字川角掛、字東重光、字下重光、字西重光、字上重光、字森原、字八幡原、字南八幡原、字河内原、字西八幡原下、字西八幡原上、字西鹿道下、字西鹿道上、字東鹿道下、字東鹿道上、字十文字、字桐沖田、字桐市場、字桐原、字桐曾利、字桐半田及び字桐神山

(山林部) 字平木山、字麦ヶ平山、字竹尾山、字狐原山、字御堂原山、字赤羽根山、字丸子山、字東山、字八鹿山、字日際山、字鷹ノ巣山、字西当台山、字東当台山、字石堂山、字桐中山、字清水郷、字向山、字桐葉山、字大別当山及び字柄丸子山

杉並台

大字葛原

(耕地部) 字大古谷、字北大野原、字南大野原、字下郷、字上郷、字中郷、字弥五郎、字下土井、字上土井、字下木末、字中木末、字上木末、字下西峠、字下東峠、字上西峠及び字上東峠

(山林部) 字大古谷、字大野原、字北郷大別当、字土井、字南郷三杭、字物見山、字東明治、字西明治及び字東峠

大字和田

(耕地部) 字下和田、字上和田、字長登路、字中須賀、字下竹原、字上竹原、字下湯の山、字上湯の山、字向吉、字温田、字下菅沢、字道原、字岩淵、字長谷山、字伏谷口、字山崎、字修行田及び字上小原

(山林部) 字湯ノ山温田、字小原、字修行田道原のうち54番地の2、58番地、65番地の1、65番地の2、66番地の2、66番地の3、66番地の4、66番地の5、66番地の6、66番地の7、66番地の8、66番地の9、66番地の10、66番地の11、66番地の12、66番地の13、66番地の14、66番地の15、66番地の16、66番地の17、66番地の18、69番地、73番地の2、73番地の4、73番地の5、73番地の6、74番地の1、74番地の2、74番地の3、74番地の4、75番地の2、75番地の3、75番地の4、75番地の5、75番地の6、75番地の7、75番地の11、75番地の12、

75番地の13、76番地の3、77番地の1、77番地の2、81番地、81番地の2、81番地の3、81番地の4、81番地の5、81番地の6、82番地の1、82番地の2、82番地の3、82番地の4、82番地の5、94番地の1、94番地の2、94番地の3、94番地の4、94番地の5、94番地の6、94番地の7、94番地の8、94番地の9、94番地の10、94番地の11、94番地の12、94番地の13、94番地の14、94番地の15、94番地の16、94番地の17、94番地の18、94番地の19、94番地の20、98番地の1、98番地の2、99番地、100番地の2、102番地の2、102番地の3、102番地の4、102番地の5、102番地の6、102番地の7、102番地の8、102番地の9、102番地の10、102番地の11、102番地の12、102番地の13、106番地の1、106番地の2、106番地の3、106番地の4、106番地の6、106番地の7、106番地の8、106番地の9、106番地の10、107番地の1、107番地の2、107番地の3、111番地の1、111番地の3、111番地の4、111番地の5、111番地の6、111番地の7、111番地の8、111番地の9、111番地の10、111番地の11、111番地の12、111番地の13、111番地の14、111番地の15、111番地の16、甲112番地の1、甲112番地の2、甲112番地の3、甲112番地の4、甲112番地の5、甲112番地の6、甲112番地の7、甲112番地の8、甲112番地の9、甲112番地の10、甲112番地の11、甲112番地の12、甲112番地の13、甲112番地の14、112番地の15、甲112番地の16、甲112番地の17、甲112番地の18、甲112番地の19、112番地の20、甲112番地の21、甲112番地の22、甲112番地の23、甲112番地の24、甲112番地の25、甲112番地の26、甲112番地の27、甲112番地の28、甲112番地の29、112番地の30、甲112番地の31、甲112番地の32、甲112番地の33、甲112番地の34、甲112番地の35、甲112番地の36、甲112番地の37、甲112番地の38、112番地の39、112番地の40、112番地の41、乙112番地の1、乙112番地の2、乙112番地の3、乙112番地の四、乙112番地の5、乙112番地の6、乙112番地の7、乙112番地の8、乙112番地の9、乙112番地の10、乙112番地の11、乙112番地の12、乙112番地の13、甲113番地の1、甲113番地の2、甲113番地の3、113番地の4、113番地の5及び乙113番地

大字菅沢

(耕地部) 字石ヶ原、字中組、字林、字蒔垣内、字向志割、字志割及び字粟柱

(山林部) 字石ヶ原及び字岩倉

大字多田

(耕地部) 字下田布、字上田布、字向井谷及び字湯来

(山林部) 字永順

湯来都市計画区域を廃止した。

平成23年5月16日

広島県知事 湯 崎 英 彦

3 広島湯来準都市計画区域

(1) 準都市計画区域一覧表

区 分		準 都 市 計 画 区 域	準 都 市 計 画 区 域 外
佐伯区	湯来町	大字伏谷の一部、大字白砂の一部、 大字和田の一部、大字菅澤の一部、 大字多田の一部、杉並台の一部	左記を除く範囲

(2) 準都市計画区域（告示文）

広島湯来準都市計画区域を次のとおり指定した。

平成23年5月16日

広島県知事 湯崎英彦

1 準都市計画区域の名称

広島湯来準都市計画区域

2 準都市計画区域に含まれる土地の区域

広島市佐伯区湯来町

大字伏谷

（耕地部）字西川角（全部の区域）、字東川角（一〇七番一、一〇七番二、一〇九番一から一〇九番三まで、甲一三〇番、乙一三〇番、一三一番から一三三番まで、一三四番一、一三四番二、一三五番から一四二番まで、一四三番一、一四三番二、一四四番から一四八番まで、甲一五〇番一、甲一五〇番二、乙一五〇番、一七八番一、一七八番二、一七九番、一八〇番、一八二番、一八三番、一八四番一から一八四番三まで、一八五番、一八六番、甲一九一番、乙一九一番、一九二番から一九六番まで、一九七番一、一九七番二、一九八番、一九九番一、一九九番二、二〇〇番、二〇一番一、二〇一番二、二〇二番、甲二〇三番一から甲二〇三番三まで、乙二〇三番、二〇四番から二〇七番まで、二〇八番一、二〇八番二、甲二〇九番、乙二〇九番、二一〇番から二二四番まで、二二五番一、二二五番二、二二六番一、二二六番二、二二七番、二二八番一、二二八番二、二二九番一、二二九番二、二三〇番から二三八番まで、二三九番一、二三九番二、二四〇番から二四七番まで、二四八番一、二四八番二を除いた全部の区域）、字下小伏原（二四九番一から二四九番三まで、乙二五〇番、二五〇番一から二五〇番三まで、二五八番二、二五八番三、二六〇番二、二六一番一、二六一番三、二六二番一から二六二番四まで、二六三番、二六四番、二六六番一、二六六番二、二六七番二、乙二六八番、二六八番から二七〇番まで、二七一番一、二七四番二、乙二七四番、二七六番二、二七七番二、二七八番、二七九番二、二八一番二、二八三番二、二八五番、二八六番、二八九番、二九一番一、二九一番二、甲二九二番三、乙二九二番、二九三番三から二九三番五まで、甲三一八番二、三一八番三、乙三一八番、三一九番、三二〇番、三二二番一から三二二番五まで、三二三番一から三二三番五まで、三二四番一、三二四番二、三二五番、三二六番、三二七番三、乙三二七番、三二八番二、三二八番三、三三二番七、甲三三二番四、乙三三二番、甲三三三番二、乙三三三番、乙三三四番を除いた全部の区域）、字上小伏原（三四四番から三四六番まで、三四七番一、三四七番二、三五二番から三五六番まで、三九六番一、三九六番五、三九八番、三九九番一、三九九番二、四〇〇番、四〇一番一、四〇一番二、四〇一番四、四〇一番七、四〇二番、四〇三番一、四〇三番二、四〇三番四、四〇三番六、四〇三番七、四二八番二、四二八番四、四二九番二）、字西竹原（五三六番二、五四二番一、五四四番一、五四四番二、甲五四五番、乙五四五番、五四六番一、五四六番二、五四七番一、五四七番二、五四八番）、字鍛冶屋谷（五七七番、五八一番、五八二番、五八六番から五九一番まで、五九二番一、五九二番二、五九三番、五九四番、五九八番、甲五九九番、乙五九九番を除いた全部の区域）、字大下（全部の区域）、字鍛冶屋原（六五四番一から六五四番三まで、六五五番二、六五五番三、六五六番一、甲六五六番二、六五六番三、六五六番四、乙六五六番、六五七番一、六五七番三、六五七番四、六五八番一から六五八番三までを除いた全部の区域）、字西野地（六九七番一、六九七番二、六九八番、六九九番、甲七〇〇番、七〇一番から七〇四番まで、七一番、七二九番一から七二九番三まで、七三〇番、甲七三一番、乙七三一番を除いた全部の区域）、字岡野原（全部の区域）、字上大畑（九一二番から九一七番まで、甲九一八番、乙九一八番、九一

九番、九二〇番一から九二〇番三まで、九二一番、甲九二二番、乙九二二番、九二三番、九二五番、九二六番一、九二六番二、甲九二七番、乙九二七番、九三九番から九四五番まで、九四六番一から九四六番五まで、九四七番から九四九番まで、九五〇番一、九五〇番二を除いた全部の区域)、字中大畑(九五一番一から九五一番三まで、九五三番、九五四番一、甲九五五番、乙九五五番、九五六番、九五九番から九六二番まで、九六六番、一〇二四番一から一〇二四番三まで、一〇二五番、一〇二六番一、一〇二六番二、一〇二七番、甲一〇二八番、乙一〇二八番、一〇二九番、一〇三〇番一、一〇三〇番二、一〇三一番、一〇三五番、一〇三六番一、一〇三六番二、一〇三七番一、一〇三八番から一〇四七番まで、一〇四八番一、一〇四八番二、一〇四九番、甲一〇五〇番、乙一〇五〇番を除いた全部の区域)、字下大畑(全部の区域)、字沖野原(一一〇三番から一一〇八番まで、甲一一〇九番、乙一一〇九番、一一一〇番一、一一一〇番二、一一一番、一一一二番、一一一三番一、一一一三番二、一一一四番から一一一九番まで、一一三三番、一一三四番、一一三五番一、一一三五番二、一一三六番一から一一三六番三まで、一一三七番一、一一三七番二、一一三八番から一一四一番まで、一一四二番一、一一四二番二を除いた全部の区域)、字東郷(一一八〇番一、一一八〇番二、一一八一番から一一八六番まで、一一八七番一、一一八七番二、一一八八番一、一一八八番二、一一八九番一、一一八九番二、一一九〇番、甲一一九一番、乙一一九一番、一一九二番、一一九三番、一二三一番、一二六〇番から一二六三番まで、一二六四番一から一二六四番七まで、一二六五番から一二七一番まで、一二七二番一、一二七二番二、一二七四番、一二七五番、一二七六番一から一二七六番三まで、一二七七番から一二七九番まで、一二七九番一、乙一二七九番、一二八〇番一から一二八〇番三まで、乙一二八〇番、一二八一番一から一二八一番四まで、乙一二八一番、一二八二番一から一二八二番三まで、一二八三番一、甲一二八三番二、乙一二八三番)、字中郷(一三〇一番、一三〇二番、一三〇三番一、一三〇三番二、一三〇四番、一三〇五番一、一三〇五番二、一三〇六番、一三〇七番、甲一三〇八番、乙一三〇八番、甲一三〇九番、乙一三〇九番、一三一〇番から一三一三番まで、甲一三一四番、乙一三一四番、一三一五番、一三一六番一、一三一六番二、一三一七番一、一三一七番二、甲一三一九番、乙一三一九番、一三二〇番、甲一三二一番、乙一三二一番、一三二二番一から一三二二番三まで、一三二二三番、一三二四番一、一三二四番二、一三二五番、甲一三二六番、乙一三二六番、一三三五番を除いた全部の区域)、字西郷(乙一四一三番、一四一四番、一四一五番、甲一四一六番一、一四一六番二、一四二七番、一四二八番、甲一四二九番一、甲一四二九番二、乙一四二九番、乙一四三〇番を除いた全部の区域)、字大森(甲一四八七番、乙一四八七番、丙一四八七番、丁一四八七番、一四八八番を除いた全部の区域)、字茶屋ヶ原(一五〇〇番、一五〇一番一、一五〇一番二、一五〇二番から一五〇七番まで、一五〇八番一から一五〇八番三まで、一五〇九番、乙一五〇一番、一五〇二番、一五〇三番、一五〇四番一、一五〇四番二、一五〇五番、甲一五〇六番、乙一五〇六番、一五〇七番から一五二一番まで、一五二二番一、一五二二番二、一五二四番、一五二五番、一五二六番一、一五二六番二、一五二八番一、一五二八番二、一五二九番、一五三〇番一、一五三〇番二、一五三〇番四から一五三〇番七まで、一五三一番二、一五三二番二から一五三二番四まで、乙一五三七番、乙一五三八番、乙一五三八番一、乙一五三八番三を除いた全部の区域)、字北谷(全部の区域)、字大野地(一七三三番、一七三四番、甲一七四一番、乙一七四一番、甲一七四二番、乙一七四二番、一七四六番、一七四七番、乙一七四七番、一七四八番、甲一七四九番、乙一七四九番、丙一七四九番、一七五二番、一七五三番、一七五八番、甲一七五九番、乙一七五九番、一七七三番一、一七七三番二、一七七四番一を除いた全部の区域)、字楨原(一七八八番から一七九〇番まで、一七九二番、一七九三番一、一七九三番二、一七九四番、一七九四番一、一七九五番、一七九六番一から一七九六番三まで、一七九八番、一七九八番一、一七九九番、一八〇八番、一八〇九番一、一八〇九番二、一八一〇番一から一八一〇番三まで、一八一一番、一八一一番一、一八一一番二、一八一二番、一八一二番一、一八一三番一から一八一三番五まで、一八一四番、一八一五番三から一八一五番五まで、一八一六番一から一八一六番五まで、一八一七番一から一八一七番五まで、一八一九番、一八一九番一)

(山林部) 字今山(二一番一から二一番二八まで、二一番三〇から二一番六八まで、二一番七〇から二一番七七まで、二一番七九から二一番一六九まで、二一番一七一から二一番三七〇まで、二五番、五〇番二、五〇番三、五〇番五、一三七番二から一三七番五五まで、一三七番五八、一三七番五九、一五九番三から一五九番一一まで、一六〇番二、一六〇番三、一七三番一〇、一七五番二、一七八番、一八二番から一八四番まで、一八五番一、一八五番二、一八六番、一八七番

一、一八七番二、一八九番一から一八九番五まで、一九〇番から一九八番まで)、字倉谷(一一一九番一、甲一一一九番二、甲一一一九番五、一一一九番六から一一一九番八まで、甲一一一九番九、甲一一一九番一二から甲一一一九番一七まで、甲一一一九番二〇、甲一一一九番二一、一一一九番二三から一一一九番二六まで、一一一九番三〇、甲一一一九番三一、一一一九番三二、甲一一一九番三三、一一一九番三四、甲一一一九番三五、一一一九番三八から一一一九番七三まで、一一一九番八二から一一一九番一〇六まで、一一一九番一〇八から一一一九番一四八まで、一一一九番二一三から一一一九番二二八まで、一一一九番二三〇から一一一九番四五二まで、一一一九番四五四から一一一九番四五八まで、一一一九番四六〇から一一一九番四九九まで、一一一九番五〇一から一一一九番五〇八まで、一一一九番五一〇から一一一九番五一三まで、一一一九番五一七から一一一九番五四五まで、一一一九番五四八から一一一九番五六五まで、一一一九番五七九から一一一九番五八一まで、一一一九番五八五から一一一九番五八七まで、一一一九番五九二から一一一九番六一三まで、一一一九番六一五、一一一九番六三一から一一一九番六四六まで、一一一九番六五四から一一一九番六六七まで、一一一九番六六九から一一一九番六七六まで、一一一九番六七八から一一一九番六八八まで、一一一九番六九四から一一一九番七〇二まで、一一一九番七〇五から一一一九番七〇七まで、一一一九番七〇九、一一一九番七一〇、一一一九番七一二から一一一九番七四六まで、一一二〇番一、一一二〇番六、一一二〇番一〇)、字宮ヶ谷(一一八一番一から一一八一番三まで、一一八二番四、一一八二番五、一一八二番三〇から一一八二番六八まで、一一八二番七〇、一一八二番七一、一一八二番七三、一一八二番七四、一一八二番七八から一一八二番一七二まで、一一八二番一七六から一一八二番一八一まで、一一八七番一から一一八七番六まで、一一八八番一から一一八八番三まで、一一八九番、一一九〇番一、一一九〇番二、一一九一番一から一一九一番三まで、一一九二番一から一一九二番三まで、一一九三番一、一一九三番三、一一九三番四、一一九五番二から一一九五番八まで、一一九六番一から一一九六番六まで、一一九七番一、一一九七番三、一一九七番五、一一九八番一から一一九八番三まで、一一九九番、甲一二〇〇番、乙一二〇〇番、一二〇一番、一二〇二番、一二〇三番一、一二〇三番二、一二〇四番、一二〇五番、一二〇六番一、一二〇六番二、一二〇七番一から一二〇七番三まで、一二〇八番一、一二〇八番二、一二〇九番一から一二〇九番七まで、一二一〇番、一二一番一から一二一番七まで、一二一二番)、字大谷(一三一五番一、一三一五番三から一三一五番二六まで)、字追山(一三二五番から一三二八番まで、一三二九番一、一三二九番二、一三三〇番一、一三三〇番三、一三三〇番四、一三三一番、一三三三番、一三三四番一、一三三四番二、一三三五番一から一三三五番三まで、一三三六番から一三四〇番まで、一三四二番、一三四三番、一三四四番一、一三四四番二、一三四六番二から一三四六番四まで、一三四七番一、一三四七番二、一三四七番四から一三四七番六まで、一三四七番八から一三四七番一〇まで、一三四九番二、一三五〇番一〇、一三五〇番一一を除いた全部の区域)

大字白砂

(耕地部)字桐原(全部の区域)、字桐市場(二四九番から二五二番まで、乙二五九番を除いた全部の区域)、字桐神田(二六〇番三、二六三番一、二六四番一、二六五番一、二七三番二、二七五番一、二八二番を除いた全部の区域)、字桐半田(四九二番から四九四番まで、四九九番から五〇一番まで、甲五一五番、乙五一五番、五一七番を除いた全部の区域)、字桐曾利(五三九番一から五三九番四まで、五七二番、五七三番を除いた全部の区域)、字桐沖田(五九四番から五九六番まで、六一四番から六三三番までを除いた全部の区域)、字十文字(七六七番、七六八番一、七六八番二、七六九番一、七七三番一から七七三番四まで、七七六番一から七七六番五まで、七七八番二から七七八番七まで、七七九番から七八一番まで、七八二番一、七八二番二を除いた全部の区域)、字川角谷(三四二二番一、三四二二番二、三四二二番五、三四二三番一、三四二三番二、三四二四番一、三四二四番二、三四二五番一、三四二五番二、三四二五番四から三四二五番九まで、三四二六番、三四二七番一、三四二七番二、三四二八番一、三四二八番二、三四二九番、三四三〇番、三四三二番から三四三四番まで、三四三五番一から三四三五番三まで、三四三六番一から三四三六番五まで、三四三七番一から三四三七番四まで、三四三七番一〇、三四三七番一三、三四三八番一、三四三八番二、乙三四三九番、丙三四三九番、丁三四三九番、三四四〇番一、三四四一番一、三四四一番五、三四四二番一から三四四二番一〇まで、三四四四番一、三四四四番六)、字川角陰(六四番六三、六四番七〇、三四四七番、三四四八番一、三四四八番二、三四四九番一、三四四九番二、三四五〇番一、三四五〇番二、三四五〇番六から三四五

〇番九まで、三四五一番二、三四五一番五、三四五二番二、三四五二番三、三四五二番五から三四五二番九まで、三四五三番一、三四五三番三、三四五五番一から三四五五番三まで、乙三四五五番、丁三四五五番、戊三四五五番、甲三四五六番、乙三四五六番、三四五七番、三四五八番一、三四五八番三、甲三四五八番二、乙三四五八番、丙三四五八番、三四七〇番、三四七一番一、三四七一番二、三四七二番、三四七三番二、三四九七番、三五一四番二、三五一四番三、三五一四番五、三五四三番一、三五四三番二を除いた全部の区域)、字川角掛(三五八二番、三五八四番一、三五八四番二、三五八五番から三五八七番まで、三五八八番一から三五八八番三まで、三五八九番一、三五八九番二、三五九〇番、甲三五九一番、乙三五九一番、三五九二番、三五九七番一、三五九八番一から三五九八番三まで、三五九九番一、三六〇〇番、三六〇一番一、甲三六〇一番二、乙三六〇一番、三六〇二番一、三六〇二番三、三六〇三番から三六〇六番まで、三六〇七番一から三六〇七番四まで、三六〇八番、三六一〇番、三六一一番一、三六一一番二、三六一二番、三六一五番、三六一七番、三六一九番、三六二〇番から三六二三番までを除いた全部の区域)

(山林部)字狐原山(一一五七番一から一一五七番三まで、一一七二番から一一七五番まで、一一七六番一、一一七六番二、一一七七番一から一一七七番三まで、一二〇五番、一二〇六番、一二〇七番一から一二〇七番三まで、一二〇八番一から一二〇八番六まで、一二〇九番、一二一三番一から一二一三番八まで、一二一四番一、一二一四番二、一二一五番一から一二一五番四まで、一二一五番六から一二一五番九まで)、字柄丸子山(一二七三番一、一二七五番一、一二七五番二、一二七六番一、一二七六番二、一二七六番四から一二七六番六まで、一二八六番二、一二八七番一から一二八七番四まで、一二八九番二、一二八九番一二から一二八九番一五まで、一二九〇番六、一二九〇番八、一二九〇番九)、字向山(一八番、六六番一、六六番二、六七番から七一番まで、七七番一から七七番三まで、七八番、七九番を除いた全部の区域)、字桐中山(全部の区域)、字石堂山(八一番一、八一番二、八一番五から八一番一〇まで、八二番一から八二番六まで、八二番八から八二番一〇まで、八三番一、八三番二、八四番、甲八五番、乙八五番、八六番から八八番まで、八九番一、八九番二、九〇番一から九〇番六まで、九〇番一〇から九〇番二〇まで、九一番一から九一番四まで、九二番、九三番、九四番一から九四番四まで、九五番一から九五番七まで、甲九六番、乙九六番、九七番、九八番一、九八番二、九九番、一〇〇番、一〇一番一から一〇一番五まで、一〇二番一から一〇二番三まで、一〇三番から一〇五番まで)

大字和田

(耕地部)字修行田(全部の区域)、字山崎(一〇一番一から一〇一番三まで、一〇二番一、一〇二番三、一〇二番四、一〇三番一、一〇三番二、一〇四番一、一〇四番二、乙一〇五番、一〇五番一から一〇五番三まで、一〇六番一から一〇六番三まで、一〇八番二、一〇九番二、一三九番から一四四番まで、一四五番一、一四五番二、一五三番一、一五四番、一五五番一、一五六番一を除いた全部の区域)、字長谷山(全部の区域)、字道原(乙一八一番、乙一八三番、一九二番、一九三番、一九三番二、一九四番から一九九番まで、二〇〇番一、二〇〇番二、乙二〇〇番、二〇六番一から二〇六番三まで、二〇七番、二五五番、二五六番、甲二五七番、乙二五七番、丙二五七番、丁二五七番、乙三一三番、三一四番、三二五番、三二六番一、三二六番二、三二七番、三二八番一、三二八番二、甲三二九番、乙三二九番、三三一番を除いた全部の区域)、字上湯山(三九一番、三九三番一、三九三番二、三九六番一、三九六番三、四六七番から四七三番まで、甲四七四番、乙四七四番一から乙四七四番三まで、四七五番一、四七五番二、四八二番、四八三番を除いた全部の区域)、字下湯山(四八四番、四八五番一から四八五番三まで、四八六番一、四八六番二、四八七番から四八九番まで、五五四番から五五六番まで、甲五五七番、乙五五七番一、乙五五七番二、丙五五七番、甲五五八番、乙五五八番、五五九番、五六七番、五六八番、五七二番一から五七二番三までを除いた全部の区域)、字温田(全部の区域)、字上竹原(七〇〇番から七〇四番まで、七〇六番一、七〇六番二、七一三番、七一四番一から七一四番四まで、七一五番、七一六番、甲七一七番、乙七一七番、丙七一七番、七一八番一、七一八番二、七一九番、七二〇番、甲七二一番、乙七二一番、七二二番を除いた全部の区域)、字下竹原(八二二番、八二三番、八二六番から八三〇番まで、八三〇番二、八三一番、甲八三二番、乙八三二番、丙八三二番、丁八三二番、戊八三二番、八三三番、八三四番、八三五番一から八三五番五まで、八四四番、八四六番から八四八番まで、八四九番一、八四九番二、甲八五〇番、乙八五〇番一から乙八五〇番三まで、丙八五〇番、八五一番一、八五一番二、八五二番一、八五二番二、八八五番一、

八八五番二、九二二番一、九二二番二、九二三番一、九二三番二を除いた全部の区域)、字中須賀(甲九二四番一から甲九二四番三まで、乙九二四番、丙九二四番、丁九二四番、戊九二四番、九二五番一から九二五番三まで、九二六番一、九二六番二、九二七番から九二九番まで、乙九三〇番、九三一番から九三八番まで、九三九番一、九三九番二、九四二番三、九五九番二、丁九六四番、乙九六八番、丙九六八番、九八九番一、九八九番二、九九〇番を除いた全部の区域)、字上和田(一〇六四番から一〇六六番まで、甲一〇六六番、一〇六七番一、一〇六七番二、一〇六八番一、一〇六八番二、乙一〇九二番、一〇九四番四、一一四四番一、一一四四番二、甲一一四四番、丙一一四四番、丁一一四四番、一一四五番を除いた全部の区域)、字下和田(一一四六番から一一五〇番まで、一一五〇番二、一一五一番から一一五五番まで、一一五六番一、一一五六番二、一一五七番一、一一五七番二、乙一一五七番、一一五八番、一一七四番から一一七七番まで、一一九四番、一一九五番一、一一九五番二、一一九六番、一一九七番、一一九八番一、一一九八番二、一一九九番から一二〇五番まで、一二〇五番一、一二〇五番二、一二〇六番、一二〇七番一、一二〇七番二、一二〇八番から一二一一番まで、一二一二番一、一二一二番二、一二一三番、一二一四番、一二一五番一、一二一五番二、一二一六番から一二二四番まで、甲一二四三番一、甲一二四三番二、一二四五番、一二四六番一、一二四六番二、一二四七番、一二四八番一から一二四八番三まで、一二四九番一、一二四九番二、一二五〇番一から一二五〇番五まで、一二五一番一、一二五一番二、一二五二番、一二五三番、一二五四番一から一二五四番三まで、一二五五番一、一二五五番二、一二五六番一から一二五六番六まで、甲一二五七番、乙一二五七番、丙一二五七番、一二五八番から一二六一番まで、一二六二番一から一二六二番五までを除いた全部の区域)、字伏谷口(一八〇〇番、一八〇一番一、一八〇四番、一八〇八番一から一八〇八番三まで、一八〇九番から一八一一番まで、一八三〇番、一八七七番から一八七九番まで、一八八三番一、一八八三番二、一八九九番一、一八九九番二を除いた全部の区域)

(山林部)字修行田道原(五四番二、六五番一、六五番二、六六番二から六六番一八まで、六九番、七三番二、七三番四から七三番六まで、七四番一から七四番四まで、七五番二から七五番七まで、七五番一一から七五番一四まで、七六番三、七七番一、七七番二、乙七八番、八一番一から八一番八まで、八二番一から八二番七まで、九四番一から九四番二〇まで、九八番一、九八番二、九九番、一〇〇番二、一〇二番二から一〇二番一六まで、一〇六番一から一〇六番四まで、一〇六番六から一〇六番二〇まで、一〇七番一から一〇七番一〇まで、一一一番一、一一一番三から一一一番一六まで、甲一一二番一から甲一一二番一三まで、一一二番一四、一一二番一五、甲一一二番一六から甲一一二番一九まで、一一二番二〇、甲一一二番二一から甲一一二番二九まで、一一二番三〇、甲一一二番三一から甲一一二番三八まで、一一二番三九から一一二番四一まで、乙一一二番一から乙一一二番一三まで、甲一一三番一から甲一一三番三まで、一一三番四、一一三番五、乙一一三番)、字湯ノ山温田(一三七番二、一三七番四、一三七番五、一三七番九から一三七番一四まで、一三八番六から一三八番九まで、一三八番一四、一四〇番一から一四〇番七まで、一四二番、一四四番、一四五番八、一四五番一〇、一四六番一、一四六番二、一四八番、一四九番、一五二番一から一五二番三まで、甲一五三番、乙一五三番、一五四番、甲一五五番一、甲一五五番二、乙一五五番、一五六番、一五七番、一五八番一、一五八番二、一五九番一から一五九番三まで、一六〇番から一六六番まで、一六七番一、一六七番二、一六八番、一六九番一から一六九番三まで、一七〇番から一七二番まで、甲一七三番、乙一七三番一、乙一七三番二、一七四番、一七五番を除いた全部の区域)

大字菅澤

(耕地部)字林(五四九番一、五四九番二、五五四番一から五五四番三まで、五五五番、五五六番一、五五六番二、五五七番から五六〇番まで、五六一番一、五六一番二、五八四番、五八六番から五九一番まで、五九二番一、五九四番、五九六番、五九八番一から五九八番三まで、五九九番、六〇一番、六〇二番一、六〇二番二、六〇三番、六〇四番、六〇五番一、六〇五番二、六〇六番一、六〇六番二、六〇七番、六〇九番、六一〇番、六一二番、六一三番、六一四番一を除いた全部の区域)、字中組(乙六七九番、甲六八一番一、甲六八一番二、六九一番一、六九一番二、六九三番、六九五番、六九六番一、六九六番二、六九七番一、六九七番二、六九八番一、六九八番二、六九九番、七〇〇番一、七〇〇番二、七〇一番二、七〇三番、七〇四番、七〇五番一から七〇五番三まで、七〇六番一、七〇六番二、七〇七番一、七〇七番二、七〇八番を除いた全部の区域)、字蒔垣内(七八五番、七八六番、七八七番一、七八七番二、七八八番、七八九番、七九

一番を除いた全部の区域)、字石ヶ原(八〇四番、八〇六番一、八〇七番、八〇八番一、八〇八番二、甲八〇九番、乙八〇九番、八一〇番、甲八一一番、乙八一一番、甲八一二番、乙八一二番、八一三番から八一八番まで、八二〇番、八二二番から八二四番まで、八二五番一から八二五番四まで、八五二番、八五三番一、八五三番二、八五四番を除いた全部の区域)

大字多田

(耕地部) 字湯来(二四〇三番一から二四〇三番四まで、二四〇四番一、二四〇五番一から二四〇五番四まで、二四〇六番一、二四〇七番一、二四〇七番二、二四〇八番一から二四〇八番三まで、二四〇九番一から二四〇九番三まで、二四一〇番一から二四一〇番五まで、二四一二番一、二四一三番一、二四一三番三、二四一四番一から二四一四番三まで、二四一五番一、二四一五番二、二四一六番、二四一八番一、二四一八番三、二四二三番二、二四二四番一から二四二四番三まで、二四二五番から二四二七番まで、二四二八番一から二四二八番五まで、二四二九番一、二四三一番二から二四三一番四まで、二四三二番一から二四三二番四まで、二四三三番一から二四三三番三まで、二四三四番一から二四三四番五まで、二四三五番一から二四三五番三まで、二四三七番一、二四三七番二、二四三九番、二四四〇番一から二四四〇番三まで、二四四一番一、二四四一番二、二四四二番一、二四四二番二、二四四三番一、二四四三番二、二四四四番一、二四四四番二、二四四五番、二四四六番二、二四四七番一、二四四七番二、二四四八番一、二四四八番二、二四四九番、二四五〇番一、二四五〇番二、二四五一番一、二四五一番二、二四五二番一、二四五二番二、二四五三番から二四五五番まで、二四五六番一から二四五六番三まで、二四五七番一、二四五七番二、二四五八番、二四五九番一、二四五九番二、二四六〇番一から二四六〇番三まで、二四六二番一、二四六二番二、二四六三番一から二四六三番三まで、二四六六番、二四六八番一、二四六八番二、二四七一番、二四七二番、二四七三番一、二四七三番二、二四七五番一から二四七五番三まで、二四八一番一、二四八一番二、二四八二番から二四八六番まで、二四八七番一、二四八七番二、二四八八番一、二四八九番、二四九五番一、二四九五番二、二四九六番から二四九九番まで、二五〇〇番二、二五〇一番二、二五〇四番一から二五〇四番四まで、二五〇五番、二五〇八番一から二五〇八番三まで、二五〇九番、二五一〇番一、二五一〇番二、二五一一番一から二五一一番三まで、二五一二番一から二五一二番三まで、二五一三番、二七二〇番一から二七二〇番四まで、二七二一番一、二七二一番二、二七二二番一、二七二二番二、二七二三番一、二七二三番二、二七二四番一、二七二四番二、二七二五番二、二七二五番三、二七二九番一、二七二九番二、二七三〇番一、二七三〇番二、二七三一番一、二七三一番二、二七三二番一、二七三二番二、二七三三番一、二七三三番二、二七三四番一、二七三四番二、二七三五番一、二七三五番二、二七三六番、二七三七番一、二七三七番二、二七三八番一、二七三八番二、二七三九番一、二七三九番二を除いた全部の区域)、字向井谷(三四六〇番一、三四六〇番二、三四六一番一から三四六一番四まで、三四六二番二から三四六二番四まで、三四六三番一、三四六三番四、甲三四六三番二、甲三四六三番三、乙三四六三番二、三四六四番、三四六五番一から三四六五番四まで、三四六六番二から三四六六番四まで、三四六七番一から三四六七番三まで、三四六七番五、三四六八番二、三四六九番五、三四七〇番一、三五一四番一、三五一七番三、三五一七番四、三五二三番一から三五二三番三まで、三五二四番一、三五二四番三、三五二五番一、三五二五番二)

広島市佐伯区杉並台(六四番一、六四番一五、六四番一七、六四番一九、六四番三九、六四番四一から六四番四三まで、六四番五一、六四番五二、六四番六四、六四番六五、六四番六七、六四番七一、六四番七二までを除いた全部の区域)

II 区域区分

1. 市街化区域及び市街化調整区域

(1) 市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発及び保全の方針

資料1参照

(2) 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

決 定 昭和46年3月12日 広島県告示第259号

最終変更 令和7年3月31日 広島市告示第154号

参考：市街化区域及び市街化調整区域一覧表（単位：h a）

市町村	都市計画 区域面積	都市計画区域の範囲	市街化 区域面積	市街化調整 区域面積
大竹市	2,298	行政区域の一部	980	1,318
廿日市市	4,759	〃	2,100	2,659
広島市	40,097	〃	16,286	23,811
府中町	1,041	行政区域の全部	564	477
海田町	1,381	〃	553	828
熊野町	3,376	〃	562	2,815
坂町	1,567	〃	383	1,184
呉市	14,622	行政区域の一部	3,575	11,047
計	69,141		25,003	44,139

出典：広島市以外は、国土交通省ホームページ 都市計画現況調査（令和5年3月31日現在）